様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年6月25日

八王子市長　　殿



提出者
住　所　東京都八王子市石川町1838
氏　名　東海大学医学部付属八王子病院
病院長　野川　茂
電話番号　042-639-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東海大学医学部付属八王子病院
事業場の所在地	東京都八王子市石川町1838
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	500床
③従業員数	1,149人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物　→　焼却　→　焼却灰、貴金属を再生利用 廃油（引火性）→　焼却・溶融　→　再生油・溶融スラグ

（日本工業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
・医療廃棄物委員会
・医療廃棄物管理マニュアル
・医療廃棄物管理組織図
・廃棄物管理責任者：事務部長
・特別管理産業廃棄物管理責任者：病院長

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　　2024　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
排　　出　　量	304.00　t	1.00　t

（これまでに実施した取組）
廃棄物排出前の分別の確認、徹底。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
排　　出　　量	304.00　t	1.00　t

（今後実施する予定の取組）
感染性廃棄物の排出量が新型コロナウィルスの患者の減少により、減少傾向になりました。2023年度から取り組んでいるオムツの分別に限らず、今年度も排出量が減少できるよう、感染性廃棄物の分別への意識向上と確認徹底を行う。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
種類：感染性廃棄物、廃油（引火性）
分別に関する取組：廃棄物容器設置場所に分別一覧を設置。
専用容器にて分別、運搬。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
種類：感染性廃棄物、廃油（引火性）
分別に関する取組：廃棄物排出前の分別の確認、徹底。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（　　2024　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（　　2024　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（　　2024　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　　2024　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
全処理委託量	304.00　t	1.00　t
優良認定処理業者への処理委託量	－　t	－　t
再生利用業者への処理委託量	213.00　t	1.00　t
認定熱回収業者への処理委託量	－　t	－　t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
全処理委託量	304.00 t	1.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t
再生利用業者への処理委託量	213.00 t	1.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t

（今後実施する予定の取組）
処理委託業者の選定。
再生利用業者への処理の移行。
処分場現地確認。

電子情報処理組織の使用に関する事項

【前年度（　　2023年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	318 t

（今後実施する予定の取組）
2018年度より、感染性廃棄物の電子マニフェスト登録に関する調査及び登録運用を実施。

※事務処理欄

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入、いときは、「—」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。